

令和 6 年 6 月 18 日現在

機関番号：32601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01024

研究課題名(和文)電子データを活用した「宋代敕令拾遺」の編纂

研究課題名(英文)Compilation of the "Song Dynasty Edict Collection" Using Electronic Data

研究代表者

青木 敦 (Aoki, Atsushi)

青山学院大学・文学部・教授

研究者番号：90272492

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：2021年度より本格的に推進している宋代特別法整理の作業を進めた。その結果、北宋について約450タイトルが見出された。条文数からすれば、宋代を通じれば約1万巻と推測するに至った。これは古今東西の法典のなかでももっとも大きな規模であることを確認できた。この爆発的増加は神宗朝に見られる。王安石神宗改革には、青苗法、市易法、学校関係法などの広く知られているもの以外にも、法制方面においても大改革があった。これは神宗の元豊2年「敕令格式の新定義」として知られているものであるが、本研究の結果、このような膨大な法典は、この神宗の思想に基づき、熙寧・元豊年間以降に生まれたことであることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで、個別的には研究の進んでいた王安石神宗新法に関し、その全体的展望を関連法典の編纂という面から理解を進めた。また、唐令から宋令への変化という課題に対して、条文内容を含んだ具体的な変遷の道筋を明らかにすることができた。

研究成果の概要(英文)：The Song Dynasty Special Law Compilation Project, launched in 2021, has identified around 450 legal documents specific to the Northern Song period (960-1127). This suggests a total collection exceeding 10,000 volumes across the entire Song Dynasty, dwarfing even the most renowned historical codes.

This project reveals a significant legal reform under Emperor Shenzong (1067-1085). His philosophy of governance is seen in a vast amount of Special Laws during his reign and the following years of Emperor Zhezong (1086-1100).

These Special Laws were legal documents supplementing the main law code, issued by the emperor to address specific situations. The project's findings hold immense potential to reshape our understanding of the Song Dynasty's governance, economic structure, and societal landscape.

Researchers are committed to continuing the project, identifying all remaining Special Laws, and making them accessible through translation and analysis.

研究分野：東洋史

キーワード：法制史 宋代史 勅令格式

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

近年、元豊以降の勅令に関する研究が大いに進み、そして宋代史料の殆どが電子データ化されるに至って、これまで不可能であった宋代法典の復元が可能な状況が到来しつつある。申請者も、将来的には残存史料から可能な限りの復元を試みた『宋代勅令拾遺』を編纂する予定であり、これまで北宋の特別法、判語から可能な法体系の再構成を行い、北宋の戸婚関係の特別法『景德農田勅』、また判語に引用された法を網羅的に整理し南宋後期に使われていた法体系を復元・再構築してきた。そして現在、宋代法典全体の復元を行う段階を迎えた。

2. 研究の目的

将来的な宋代の法体系全体の整理を目標としつつ、北宋法の殆どを占める、北宋の特別法体系の全面的解明を行う。従来の研究がほとんど海行法に限られていたため、基礎的事実の解明とともに、ことに北宋部分に力点を置き、編纂の過程、編纂者、条文追加の状況、内容、命名過程、皇帝とのやりとり、頒降、巻数、その後、他のどのような法律に受け継がれたか、などを可能な限り調査する。そして、宋代に立法状況を世界史に置いて、歴史上の各国の法典(ローマ法、コンロンロー体系、フランス民法典を含む)との比較を視野に、全体像の輪郭を描く。

3. 研究の方法

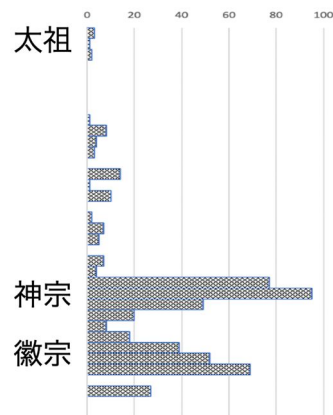
まず、胡興東『宋朝立法通考』2018を手掛かりに、そこに載せられた諸法律の中から勅令格式形式のものを抽出する。この胡興東の作業は、法典単位にではなく、勅、令など法律の種類単位にあつめられたものであり、そこには存在が確認できない法律が多く含まれる。また、本書は法律名の列挙にとどまり、法典内容については分析が加えられておらず、列挙された法律以上の基礎データ以上は明らかにされていない。本研究では、立法にかかわる限りの情報を収集し、ことに特別法の総巻数、そのうちわけ、条文の総規模などを明らかにする。

4. 研究成果

勅令格式のいずれかまたは全部の形式に限って見れば、史料上発見し得るタイトルは405、うち1/3ほどは巻数記載があり、その総計は6770巻になることが明らかにされた。海行法ののべ総巻数は約557であるから、全体としては北宋法の92%以上が特別法ということになる。その残り約8%に満たない海行法に、従来の宋代法制研究の殆どは集中していたことになる。これとて存在が判明し得る特別法の勅令格式のみであり、巻数記載はその約1/3に過ぎないから、どう少なく見積もっても1万巻はあろう。当時の平均条数が36/巻であることから、総計は数十万条(重複条文含む)に及ぶ。そしてこの規模についての計算は、いくつかの記述史料と矛盾しないことが明らかにされた。これらは同時施行されたわけではないが、全体からは編纂法典群の規模としては、北宋特別法体系はユスティニアヌス法典、フランス民法典などを遥かに上回る人類史上最大級の規模と言って決して過言ではないことが明らかにされた。

また、これら特別法発布の過程の最大の画期が神宗期にあることが、法典発布状況・条文解析から明らかにされた。これまで、王安石の所信表明ともいえる「万言書」には、新法実施方法としての法律重視が述べられていることが知られているが、実際にその後の新法の多くが、「常平免役勅令格式」(募役法)、「開封府界保甲勅」(保甲法)、「市易勅」(市易法)、「方田均役式」(方田均役法)、「国子監辟廱通用令」(学校改革)など政策ごとの特別法を基盤とし遂行されてきたことも、本研究によって確認された。また、注目すべき事は、北宋の特別法の編纂頒降状況について、神宗期にそれまでの十倍規模に激増していることが見出されたことである(右棒グラフ)。これは明らかに特別法編纂が新法実施と表裏していることを示している。そしてこうした新法関連の法律整備の活動が、哲宗期の旧法党が優勢であった時期を除いて、徽宗期にも活発であり、南宋にもこの状況が引き継がれていったことも明らかにされた。これらの事実は、新法時期以降変質されるとされる宋代行政における皇帝支配のシステムそのものを考える上でも非常に示唆的である。

また、行政の細部を編纂法典によって遂行しようとした新法期とは対照的に、明清では行政を則例・会典などの例的な編纂物によって運営してゆく傾向が見られる。これについても、宋代の例に関して検討を進めた結果、神宗期が、後代との比較において理解するポイントとなる時期で



あることが見出された。さらにこの例について、現状では刑法的な例（断例）について川村康研究を行っている他は詳細な研究が見られず、また中国語圏においても研究は李雲龍、呂志興などに限られる。本研究では、実際にはこれらの例は、多くは吏部に関する行政的な例（則例等）であることが示された。

総じて、この研究の結果、神宗の行政の手法、ことに state activism, state interventionism と表現される王安石以降の新法政策の全体が法典編纂において顕著に見られることが見出され、また、元以降の例化傾向との比較においてこのことが十分考慮を要する事項であることも、明らかにされた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 青木敦	4. 巻 64
2. 論文標題 北宋特別法の収集と分析	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 青山学院大学文学部紀要	6. 最初と最後の頁 45-71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34321/22693	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 青木敦	4. 巻 62
2. 論文標題 慶元文書令譯註稿	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 青山学院大学文学部	6. 最初と最後の頁 47,70
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34321/21764	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 1件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Aoki Atsushi
2. 発表標題 Wang Anshi - Shenzong Legal Reform in the Song Dynasty
3. 学会等名 The Ninth International Symposium of Inner-Asia Research Networks（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 青木敦
2. 発表標題 宋代は“近世”か 経済中心南移論再考
3. 学会等名 国際日本文化研究センター・共同研究会 「比較のなかの「東アジア」の「近世」」
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 青木敦
2. 発表標題 熙豊の法制改革と北宋特別法
3. 学会等名 宋代史研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 青木敦
2. 発表標題 『慶元条法事類』に見る文書令・文書式
3. 学会等名 ミニシンポジウム「『宋会要』『刑法』と『慶元条法事類』」
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関